

### ③印鑑

### ④住民票

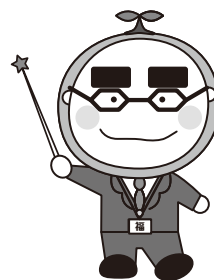
発行3ヶ月以内で続柄が記載されている世帯員全員の住民票(マイナンバー不要)  
外国籍のかたは、在留資格・期間が記載されていること。

### ⑤通帳またはキャッシュカード

貸付金の振込みを希望する金融機関の口座の通帳または  
キャッシュカード

### ⑥世帯の収支に関する書類(※総合支援資金のみ)

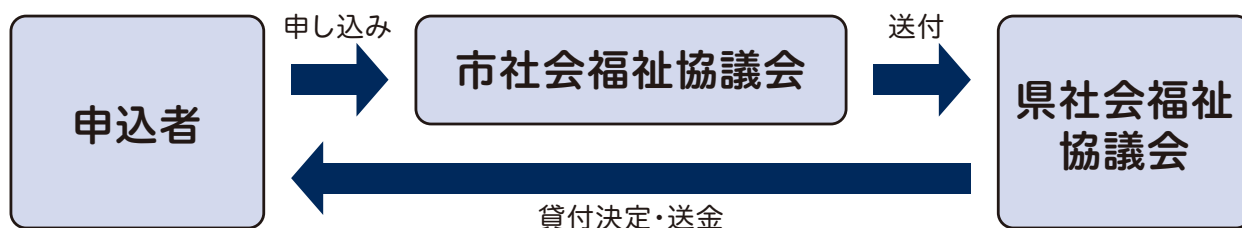
世帯全員の収支が分かるものをご用意ください。



#### ◆総合支援資金の申し込みの場合

すでに緊急小口資金(特例貸付)の貸し付けを受けた場合、貸付金の送金の事実(送金元と送金を確認できる(記帳された)通帳のコピー提出)をもって、上記①と④の提出を省くことができます。

## 貸付手続きの流れ



※まず、緊急小口資金で最大20万円を借り受け、なお、収入の減少が続く場合などには、さらに総合支援資金で、2人以上世帯の場合は最大20万円を3ヶ月借り受けることができます。(最大80万円の貸付)

※今回の特例措置では、住民税の非課税世帯で返済時点においても所得が減り続けていると、償還を免除することが出来ることとされています。

#### 【貸付対象にならない世帯】

- ◆生活保護受給中の世帯
- ◆この特例による貸し付けをすでに愛知県及び他都道府県で借りている世帯
- ◆借入申込書、申立書の記載内容が事実と異なる場合
- ◆生計中心者が破産申立手続き中の世帯
- ◆愛知県社会福祉協議会が貸付不相当と判断する世帯

**相談・申込受付先／稲沢市社会福祉協議会 本所**

**受付時間：平日8:30～17:00**

**(稲沢市西町3-10-24 社会福祉会館 ☎0587-23-6713)**